

綾瀬市予防技術資格者認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号(以下「資格者告示」という。))における予防技術資格者(以下「資格者」という。)の認定、配置等の運用について定めるものとする。

(予防業務の指定)

第2条 資格者告示第1条各号に規定する予防業務は、予防課における危険物の許認可等の業務、消防用設備等の審査等の業務及び防火査察業務とする。

2 資格者告示第2条第4号に規定する予防業務は、前項に掲げる業務、防火管理に関する業務及び消防署における防火査察業務とする。

(資格者の資格区分)

第3条 資格者の資格は、次表の区分とする。

防火査察専門員	資格者告示第1条に該当する消防職員で、消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という。)のうち防火査察の区分に合格した者
消防用設備等専門員	資格者告示第1条に該当する消防職員で、予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格した者
危険物専門員	資格者告示第1条に該当する消防職員で、予防技術検定のうち危険物の区分に合格した者

(資格者の申請)

第4条 前条に規定する資格を有する者は、所属長を経由し、消防長あて予防技術資格者認定申請書(第1号様式)に予防技術検定の合格を証する書面等の写しを添付し申請するものとする。

(資格者の認定と登録)

第5条 消防長は、前条に定める申請を受理したときは、その内容を審査し、適格であると認めるとき、これを認定し、予防技術資格者認定証(第2号様式)及び別表1で定める種類の予防技術者証を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき認定した者を予防技術資格者認定簿(第3号様式)

に登録するものとする。

(資格者の認定の取消し)

第6条 消防長は、資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 所属長が資格者としての職務の遂行に困難があると判断した場合
- (2) 特別の事情により当該職員が認定の取消しを申し出た場合
- (3) その他認定の取消しが必要であると認めた場合

(資格者の配置)

第7条 消防長は、予防課に第3条に掲げる区分の資格者を適正に配置するものとする。

- 2 予防課長は、前項の規定により配置された資格者が、火災の予防に関する業務を遂行できるよう努めるものとする。
- 3 消防長は、事故その他の理由により継続して資格者を配置しておくことが困難な場合には、資格者を配置しないことができるものとする。

(資格者の資質の向上)

第8条 資格者は、常に火災予防に関する高水準の知識・能力等を習得するように努めるものとする。

(資格者の育成)

第9条 消防長は、予防課に属するすべての者が資格を取得できるよう、資格者の育成に努めるものとする。

- 2 消防長は、資格者告示第2条第1号及び第4号の受検資格により予防技術検定を受検する者から予防技術検定受検資格証明願(第4号様式)により申請があった場合は、講習修了証明書(第5号様式)及び実務経験証明書(第6号様式)により証明するものとする。

(経過措置に係る指定予防業務の指定)

第10条 資格者告示附則第4項第1号に規定する「指定予防業務」は、予防業務のうち次に定めるものとする。

- (1) 防火管理 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の規定に基づく防火対象物の管理について権原を有する者に対し、次に掲げる事項の指導及びこれらに関する業務をいう。

ア 法第8条第1項及び法第8条の2第1項の規定に基づく消防計画の作成その

他の防火管理上必要な業務

イ 法第8条第2項の規定に基づく防火管理者の選任及び解任の届出

ウ 法第8条の2第2項の規定に基づく共同防火管理の協議すべき事項の届出

エ 法第8条の2の2第1項の規定に基づく防火対象物の点検及び報告

オ 法第8条の2の3第1項の規定に基づく防火対象物の点検及び報告の特例の認定

カ 法第8条の2の4の規定に基づく避難施設等の管理

(2) 防火査察 法第4条の規定に基づく資料提出命令、報告徴収及び立入検査により消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、不備欠陥事項の有無を判断し、その是正の指導を行う業務をいう。

(3) 違反処理 前号による防火査察の結果により、不備欠陥事項の有無、火災の発生危険性等から必要と認めるときに、次に掲げる規定に基づき警告又は措置命令等の行政処分及びこれに係る手続きを行う業務（危険物に関する業務に係る手続きを含む。）をいう。

ア 法第3条、法第5条、法第5条の2及び法第5条の3

イ 法第8条第3項及び第4項並びに法第8条の2第3項及び第4項

ウ 法第8条の2の2第4項

エ 法第17条の4

(4) 消防同意 法第7条第1項の規定に基づき同意を求められた建築物の計画について、法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに違反する事項の有無を判断する業務をいう。

(5) 消防用設備等 法第17条第1項に規定する消防用設備等又は同条第3項に規定する特殊消防用設備等が法第17条第1項の規定に基づく政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に適合しているかどうかの判断及び法第17条の3の2に基づく検査並びにこれらに関する業務をいう。

(6) 危険物 法第9条の4に規定する少量危険物、法第10条から第16条の9までの規定に基づく危険物の貯蔵又は取扱い並びに危険物施設の位置、構造又は設備の状況が技術上の基準に従っているかの検査並びに技術上の基準に従うよう行う指導及び命令を行う業務をいう。

(経過措置に係る資格者の認定)

第11条 資格者告示附則第4項の経過措置に基づく該当者は、所属長を経由し、消防長あて予防技術資格者認定申請書（第1号様式）により申請するものとする。

2 前項該当者の資格者の認定及び登録については、第5条を準用する。

（経過措置に係る認定期間）

第12条 前条に基づく認定については、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間とする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、資格者の認定に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に予防課における予防業務に従事した者の従事期間は、この要綱による改正後の綾瀬市予防技術資格者認定要綱第2条第1項及び第2項に規定する予防業務の指定に相当する従事期間とみなす。

3 この要綱施行の際、現に改正前の綾瀬市予防技術資格者認定要綱に基づき予防技術者認定証を交付されている者は、この要綱による改正後の綾瀬市予防技術資格者認定要綱に基づき予防技術資格認定証を交付された者とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に予防課における予防業務に従事した者の従事期間は、この要綱による改正後の綾瀬市予防技術資格者認定要綱第2条第1項及び第2項に規定する予防業務の指定に相当する従事期間とみなす。

別表 1

予防技術資格者証 1	予防技術資格者証 2
防火査察専門員、消防用設備等専門員及び危険物専門員のいずれかの資格を有する者	防火査察専門員、消防用設備等専門員及び危険物専門員の全ての資格を有する者
<div data-bbox="177 568 775 772"><p>予防技術資格者証 FIRE PREVENTION EXPERT AYASE CITY FIRE DEPT.</p></div> <p>台 座：銀色 文字対：ゴシック体 文字色：黒色</p>	<div data-bbox="798 568 1396 772"><p>予防技術資格者証 FIRE PREVENTION EXPERT AYASE CITY FIRE DEPT.</p></div> <p>台 座：金色 文字対：ゴシック体 文字色：黒色</p>

第1号様式

予防技術資格者認定申請書

消 防 長 殿

所属
階級
職員番号
生年月日
氏名

申請区分	防火査察専門員	予防技術検定の合格者
	消防用設備等専門員	
	危険物専門員	経過措置該当者

予 防 業 務 経 歴				
任 免 日		所 属		
		階 級	課 名	担 当
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			

経 歴 年 数 計		合 計
予防関係	年 月	年 月
危険物関係	年 月	

備考

- 1 予防技術検定の合格者は、合格を証する書面等の写しを添付すること
- 2 予防業務経歴は、新しい順に記載すること（欄が不足する場合は、古いものを削除）

第2号様式

予防技術資格者認定証

氏名

消防力の整備指針第32条第3項の規定に
基づき、予防技術資格者の資格を定める件
(平成17年消防庁告示第13号)に基づき
予防技術資格者〔 専門員〕として
認定する

年 月 日

綾瀬市消防長



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

予防技術検定受検資格証明願

消 防 長 殿

所属
階級
職員番号
生年月日
氏名

受 検 区 分	防火査察	資格告示第2条第1号
	消防用設備等	
	危険物	資格告示第2条第4号

講 習 受 講 経 歴			
受 講 (修 了) 日	講 習 名	実 施 機 関	実 施 場 所
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

予 防 業 務 経 歴				
任 免 日		所 属		
		階 級	課 名	担 当
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			
任	年 月			
免	年 月			

備考 予防業務経歴は、新しい順に記載すること（欄が不足する場合は、古いものを削除）

講習修了証明書

氏名		年 月 日生
講習名称		
講習期間	年 月 日から	年 月 日まで (時間)
講習実施機関		
講習名称		
講習期間	年 月 日から	年 月 日まで (時間)
講習実施機関		
講習名称		
講習期間	年 月 日から	年 月 日まで (時間)
講習実施機関		
講習名称		
講習期間	年 月 日から	年 月 日まで (時間)
講習実施機関		
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>事業所名 綾瀬市消防本部</p> <p>証明者 綾瀬市消防長 印</p> <p>電話 0 4 6 7 - 7 6 - 0 1 1 9</p>		

実務経験証明書

氏名		年 月 日生
職務内容		
実務経験期間	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)
職務内容		
実務経験期間	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)
職務内容		
実務経験期間	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)
職務内容		
実務経験期間	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>事業所名 綾瀬市消防本部</p> <p>証明者 綾瀬市消防長 印</p> <p>電話 0467-76-0119</p>		